

兄弟姉妹の相続権 S63-07-1 <<#299>>

【問】 正誤をつけよ。

被相続人の甥(おい)は、常に相続人となることはない。

<<ポイント1>> 兄弟姉妹の相続権

第1順位 子

第2順位 直系尊属

第3順位 兄弟姉妹 (民法 887、889 条参考)

<<ポイント2>> 兄弟姉妹の代襲者の相続権

(法定相続人となる子、直系尊属がない場合に)被相続人の兄弟姉妹が、相続の開始以前に死亡したとき、又は相続人の欠格事由の規定に該当し、若しくは廃除によって、その相続権を失ったときは、その者の子がこれを代襲して相続人となる。(民法 889 条 2 項、887 条 2 項参考)

※ 兄弟姉妹については再代襲は認められない

【答え】 誤り

ちなみに、甥や姪の子は、姪孫(てっそん)といいます。